

## 田辺市家具転倒防止金具等取付事業申請書兼承諾書

田辺市長 あて

田辺市家具転倒防止金具等取付事業実施要綱に基づき、下記のとおり、申し込みます。

なお、対象世帯であることを確認するため、市が保有する私の世帯に係る住民基本台帳情報及び身体障害者手帳情報又は療育手帳情報や精神障害者保健福祉手帳情報を、市が閲覧することを承諾します。

1	申請日	平成 年 月 日		
2	申請者 (利用者本人)	住 所	田辺市	
		(ふりがな)		
		氏 名	(印)	
		電話番号		
	生年月日	( 明、大、昭、平 ) 年 月 日 ( 歳)		
3	代理人	申請者(利用者本人)の代理の方が申し込む場合はご記入ください。 事前調査日及び取付日に立ち会っていただく場合があります。		
		住 所	田辺市	
		(ふりがな)		
		氏 名		
	電話番号			
4	対象世帯 (該当番号に 印)	1. 市内に住所を有する 65 歳以上の高齢者一人世帯又は 65 歳以上の高齢者のみで構成されている世帯で、当該世帯員により金具等の取付けが困難な方。 2. 市内に住所を有する障害者一人世帯又は障害者のみで構成されている世帯で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、当該世帯員により金具等の取付けが困難な方。 3. 1及び2で構成されている世帯で、当該世帯員により金具等の取付けが困難な方。		
5	取付希望家具 (台数を記入)	取付けは、下記の3種類で1対象世帯合計3台以内です。		
		タンス ( 台)	本棚 ( 台)	食器棚 ( 台)
6	家屋の種類 (該当に 印)	・持ち家 ・借家(一戸建て、アパート、マンション等含む) ・市営住宅 ・県営住宅 ・その他( )		
7	家主の承諾 (持ち家や県営住宅の場合は不要です。 市営住宅の場合は市管理課又は各行政局産業建設課まで。)	この申請により、家具転倒防止金具等を家具と家屋に取り付けることに承諾します。  平成 年 月 日  所有者又は管理者 住 所  氏 名 (印)		

必要事項をご記入、押印の上、この申請書を受けとった窓口へご提出ください。

必ず、裏面の ~ のお願いと注意事項をご確認ください。

## お願いと注意事項

お問い合わせ先 田辺市防災対策室 0739-26-9976(直通)

### 対象世帯について

- (1)市内に住所を有する一般家庭住居で、表面の4のいずれかに該当する世帯です。
- (2)ご利用は、1世帯につき1回です。
- (3)対象世帯の方でも長期入院者及び施設入所者などは除きます。

### 対象家具について

- (1)取付けできる対象家具は、「タンス」、「本棚」、「食器棚」の3種類で、1対象世帯全部で3台以内です。
- (2)壁の種類や形状などによっては、取付けができない場合があります。
- (3)取付けに伴う住居の改造(柱や壁などの補強)や家具の移動等及び取付け後の点検等はできません。
- (4)対象家具以外(テーブル、机、椅子、電化製品など)の取付けはできません。

### 費用について

- (1)取り付ける金具等の費用のみ、利用者の自己負担となります。
- (2)取り付ける金具等の調達は、本事業受託者である(社)田辺市シルバー人材センターが行いますとともに、会員が利用者のご自宅にお伺いしたとき、その適切な金具等と費用をお示しますので、ご確認ください。
- (3)金具等の費用は、種類により異なりますが、例えば対象家具3種類の家具に対し、2つずつの計6つ取り付けた場合、目安として約千円から数千円前後となる場合があります。
- (4)金具等の費用のお支払いは、取付けが完了したときに(社)田辺市シルバー人材センターの会員に現金でお願いいたします。(領収書を発行いたします)

### 申し込みと事前調査及び取付日等について

- (1)申し込みは、代理の方でもできますが事前調査及び取付日には立ち会っていただく場合があります。
- (2)アパートやマンションなど賃貸物件の場合は、家主の承諾が必要です。

表面7に、家主の記名と押印をお願いします。(但し、持ち家及び県営住宅の場合は不要です)

なお、市営住宅の場合は、「市営住宅模様替(増築)承認申請書」の規定を準用しますので、市管理課又は各行政局産業建設課で承諾を取得してください。

- (3)申し込み後、市で審査(対象世帯の確認など書類審査)の上、後日、市から利用者へ「申請決定通知書」を送付いたします。なお、審査の結果、「申請却下通知書」を送付する場合があります。
- (4)申請の決定通知に基づき、利用者に対し(社)田辺市シルバー人材センターから、取付け金具等や取付日などの協議をするための事前調査に伺わせていただく連絡があり(目安として約一週間以内に連絡)、その後、同センターの会員がご自宅までお伺いいたします。

なお、申し込み者多数等により若干事前調査の連絡が遅滞する場合がありますので、ご了承ください。

- (5)市から利用者への「申請決定通知書」は、書類審査上のものであり、事前調査の結果、取付けを希望する家具が上記の(2)等の理由により取付けができなくなる場合もありますので、ご了承ください。
- (6)事前調査日と取付日には、必ず、利用者(又は代理の方含む)の立会いが必要です。
- (7)取付日は、事前調査のときに利用者(又は代理の方含む)と協議の上、決定いたします。  
諸事情により、ご希望の日にできない場合がありますので、ご了承ください。
- (8)取付けが完了したら、利用者は(又は代理の方は)「完了報告書」の利用者確認欄に記名と押印をしていただきます。
- (9)基本的に、事前調査及び取付けは土、日、祝(年末・年始含む)はできません。
- (10)本事業は家具転倒防止を完全に保証するものではありません。  
したがって、万一、本事業で固定された家具が災害時等に転倒し、利用者が被害又は損害を被ったとしても、市及び受託者はその損害賠償の責めは負いかねます。